

骨子案について

これまでの本委員会における意見や庁内検討を踏まえ、9月の県議会常任委員会において、次のとおり次期改定計画の骨子案を報告する。

平成30年3月に策定した「神奈川県地域福祉支援計画」については、令和2年度に改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和4年度に変更し、令和5年度を初年度とする計画の改定骨子案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」、その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、第5期となる改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

社会福祉法第108条第1項に基づく法定計画である都道府県地域福祉支援計画であり、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するための計画とする。

ウ 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア 当事者目線に立った地域福祉の反映

(ア) (仮称)当事者目線の障害福祉推進条例に対応した取組・実践を位置付ける。

(イ)当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成や個人の尊厳の尊重を盛り込む。

イ 社会情勢等の変化への対応

(ア)新型コロナウイルス感染症による地域福祉への影響やコロナ禍での新たな取組を盛り込む。

(イ)制度の狭間の課題（ケアラー支援、8050問題等）への対応を

位置付ける。

- (ウ) 福祉・介護人材の確保、スキルアップ、定着の充実・強化を図る。
- (エ) 災害時の福祉的支援に関する体制の強化を図る。

ウ 社会福祉法の改正を反映した見直し

- (ア) 市町村における包括的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業を含む）に対する支援を位置付ける。

(3) 改定骨子案

別紙のとおり

(4) 今後のスケジュール

- | | |
|---------|---|
| 令和4年11月 | 第3回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会
において改定計画素案の作成
社会福祉審議会において改定計画素案の審議
市町村の意見聴取 |
| 12月 | 第3回定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施 |
| 令和5年2月 | 第4回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会
において改定計画案の作成
第1回定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 |
| 3月 | 社会福祉審議会において改定計画案審議
改定計画の決定 |

神奈川県地域福祉支援計画（骨子案）

1 計画の概要

- (1) 計画改定の趣旨等
 - ア 計画改定の趣旨
 - イ 計画の性格
 - ウ 計画の基本目標
 - エ 計画の期間
- (2) 「地域福祉」に関する県の考え方
- (3) 圏域の設定

2 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

- (1) 人口・世帯構造の変化
- (2) 高齢者の状況
- (3) 子どもを取り巻く状況
- (4) 障がい者の状況
- (5) 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待等の状況
- (6) 生活困窮者等の状況
- (7) 地域における支え合いの状況
- (8) 外国人数の状況
- (9) バリアフリーの街づくり
- (10) 災害対策
- (11) 地域福祉に関わる制度の主な動向

3 今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系

- (1) 地域福祉をめぐる課題
- (2) 今後取り組むべき重点事項 ※すべての中柱を重点事項とする。
- (3) 本計画の施策体系

4 施策の展開

- (1) ひとづくり
 - ア 「ともに生きる社会」の実現に向けた意識の醸成
 - イ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成
 - ウ 福祉専門人材の確保・定着対策の推進
- (2) 地域（まち）づくり
 - ア 地域における支え合いの推進

- イ バリアフリーの街づくりの推進
- ウ 災害時における福祉的支援の充実

(3) しゅくみづくり

- ア 一人ひとりの状況に応じた適切な支援
- イ 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実
- ウ 生活困窮者等の自立支援

5 計画の推進体制